

連結情報編

金額・比率は単位未満を切り捨てにより表示しております。
よって、合計が一致しない場合があります。

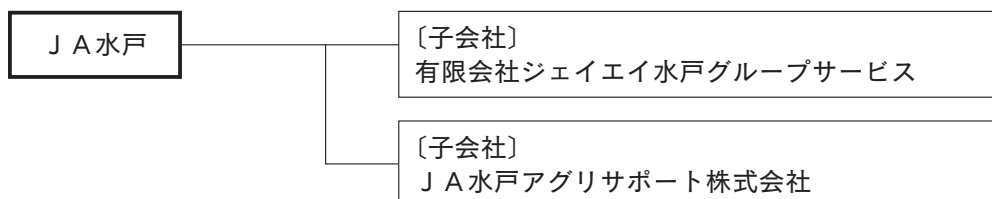
グループの概況

1. グループの事業系統図

J A水戸のグループは、当J A、子会社2社で構成されています。

このうち、当年度及び前年度において連結自己資本比率を算出する対象となる連結子会社は2社です。

なお、連結自己資本比率を算出する対象となる連結グループと、連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社に、相違はありません。



2. 子会社等の状況

(単位：千円、%)

名 称	主たる営業所又は事務所の所在地	事業の内容	設立年月日	資本金又は出資金	当J Aの議決権比率	他の子会社等の議決権比率
有限会社ジェイエイ水戸グループサービス	東茨城郡城里町大字石塚字杉合1146番地1	Aコープ店舗事業 (Aコープ常北・Aコープかつら) 食堂運営 (J Aグループ茨城教育センター)	2002年6月1日	9,000千円	100%	0%
J A水戸アグリサポート株式会社	水戸市渡里町3832番地	農作業の受委託、共同利用施設の運営管理、農産物の生産販売等	2015年2月19日	9,900千円	96%	0%

3. 連結事業概況（令和7年度）

◇連結事業の概況

① 事業の概況

令和7年度の当JAの連結決算は、子会社・子法人等を連結しております。

連結決算の内容は、連結経常利益413百万円、連結当期剰余金274百万円、連結純資産8,416百万円、連結総資産149,823百万円で、連結自己資本比率は17.55%となりました。

② 連結子会社等の事業概況

有限会社ジェイエイ水戸グループサービス

令和7年度は、Aコープ店舗事業、食材宅配事業を行い、売上高で427百万円を取扱いました。また、組合員をはじめ利用者のニーズに応えるサービス提供に努めましたが、当期純損失4百万円となりました。

J A水戸アグリサポート株式会社

組合員など地域農業者のニーズに応え、地域農業振興のため、農作業の受託、ライスセンターなど共同利用施設の運営管理などを中心に行っています。

令和7年度は、売上高で167百万円、当期純利益3百万円となりました。

4. 最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、%)

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
連結経常収益 (事業収益)	8,049	6,688	6,838	6,978	7,566
信用事業収益	1,029	1,042	1,056	1,060	1,283
共済事業収益	757	726	694	681	679
農業関連事業収益	5,109	4,177	4,408	4,565	4,930
その他事業収益	1,152	741	679	670	672
連結経常利益	393	347	401	270	413
連結当期剰余金	281	103	237	168	274
連結純資産額	8,244	8,234	8,379	8,429	8,416
連結総資産額	159,828	158,108	151,757	151,507	149,823
連結自己資本比率	12.46%	12.87%	14.63%	15.59%	17.55%

(注)「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

5. 連結貸借対照表

(単位：千円)

科 目	令和6年度 (令和7年1月31日現在)		令和7年度 (令和8年1月31日現在)	
(資産の部)				
1. 信用事業資産		141,117,211		138,789,643
(1) 現金	573,083		621,710	
(2) 預金	99,176,561		96,559,078	
(3) コールローン	-		-	
(4) 買入手形	-		-	
(5) 買現先勘定	-		-	
(6) 買入金銭債権	-		-	
(7) 商品有価証券	-		-	
(8) 金銭の信託	-		-	
(9) 有価証券	2,605,750		2,895,188	
(10) 貸出金	38,297,324		38,074,286	
(11) 外国為替	-		-	
(12) その他の信用事業資産	566,885		703,380	
(13) 債務保証見返	-		-	
(14) 貸倒引当金	▲102,394		▲64,000	
2. 共済事業資産		930		1,452
(1) 共済貸付金	-		-	
(2) その他の共済事業資産	930		1,452	
(3) 貸倒引当金	-		-	
3. 経済事業資産		1,289,649		1,962,515
(1) 受取手形	-		-	
(2) 経済事業未収金	664,348		683,125	
(3) 経済受託債権	11,598		12,142	
(4) 棚卸資産	540,790		1,180,108	
(5) その他の経済事業資産	108,035		104,108	
(6) 貸倒引当金	▲35,123		▲16,969	
4. 雑資産		314,258		321,683
5. 固定資産		5,088,505		5,054,628
(1) 有形固定資産	5,082,423		5,049,235	
建物	4,457,313		4,483,073	
機械装置	1,272,695		1,301,461	
土地	3,650,227		3,648,742	
リース資産	-		4,686	
建設仮勘定	-		-	
その他の有形固定資産	760,876		782,764	
減価償却累計額	▲5,058,688		▲5,171,492	
(2) 無形固定資産	6,081		5,392	
のれん	-		-	
リース資産	-		-	
その他の無形固定資産	6,081		5,392	
6. 外部出資		3,515,600		3,515,600
(1) 外部出資	3,515,600		3,515,600	
(2) 外部出資等損失引当金	-		-	
7. 退職給付に係る資産		-		-
8. 繰延税金資産		181,204		177,500
9. 再評価に係る繰延税金資産		-		-
10. 繰延資産		-		-
資産の部合計		151,507,360		149,823,024

(単位：千円)

科 目	令和6年度(令和7年1月31日現在)		令和7年度(令和8年1月31日現在)	
(負債の部)				
1. 信用事業負債		140,285,543		137,972,621
(1) 貯金	140,081,286		137,662,743	
(2) 譲渡性貯金	—		—	
(3) 売現先勘定	—		—	
(4) 借入金	5,109		2,259	
(5) 外国為替	—		—	
(6) その他の信用事業負債	199,148		307,619	
(7) 諸引当金	—		—	
(8) 債務保証	—		—	
2. 共済事業負債		487,802		472,761
(1) 共済借入金	—		—	
(2) 共済資金	240,146		222,542	
(3) その他の共済事業負債	247,656		250,218	
3. 経済事業負債		763,135		1,272,397
(1) 支払手形	—		—	
(2) 経済事業未払金	475,607		439,458	
(3) その他の経済事業負債	287,528		832,938	
4. 設備借入金		—		—
5. 雑負債		469,578		619,172
(1) 未払法人税	—		88,447	
(2) リース債務	—		4,467	
(3) 資産除去債務	—		23,770	
(4) その他の負債	—		502,486	
6. 諸引当金		348,729		325,525
(1) 賞与引当金	33,630		33,059	
(2) 退職給付に係る負債	131,202		127,244	
(3) 役員退職慰労引当金	17,611		23,245	
(4) その他の引当金	166,285		141,975	
7. 繰延税金負債		—		—
8. 再評価に係る繰延税金負債		723,230		743,849
9. 負ののれん		—		—
負債の部合計		143,078,019		141,406,328
(純資産の部)				
1. 組合員資本		6,670,748		6,751,981
(1) 出資金	3,199,909		3,088,266	
(2) 資本剰余金	—		—	
(3) 利益剰余金	3,532,160		3,776,120	
(4) 処分未済持分	▲58,271		▲109,355	
(5) 子会社の所有する親組合出資金	▲3,050		▲3,050	
2. 評価・換算差額等		1,756,117		1,662,089
(1) その他有価証券評価差額金	▲84,049		▲155,974	
(2) 繰延ヘッジ損益	—		—	
(3) 土地再評価差額金	1,840,167		1,818,063	
(4) 退職給付に係る調整累計額	—		—	
3. 非支配株主持分		2,473		2,624
純資産の部合計		8,429,340		8,416,695
負債及び純資産の部合計		151,507,360		149,823,024

6. 連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和6年度 (令和6年2月1日から令和7年1月31日)			令和7年度 (令和7年2月1日から令和8年1月31日)		
1. 事業総利益			2,568,994			2,754,813
(1) 信用事業収益		1,060,690		1,283,294		
資金運用収益	975,377			1,200,838		
(うち預金利息)	(506,938)			(654,172)		
(うち有価証券利息)	(21,871)			(31,456)		
(うち貸出金利息)	(352,033)			(428,794)		
(うちその他受入利息)	(94,533)			(86,415)		
役務取引等収益	38,206			38,594		
その他事業直接収益	—			—		
その他経常収益	47,105			43,861		
(2) 信用事業費用		234,921		292,429		
資金調達費用	62,156			211,350		
(うち貯金利息)	(60,850)			(209,626)		
(うち給付補てん備金繰入)	(541)			(544)		
(うち譲渡性貯金利息)	(—)			(—)		
(うち借入金利息)	(—)			(—)		
(うちその他支払利息)	(764)			(1,179)		
役務取引等費用	12,268			12,404		
その他事業直接費用	—			—		
その他経常費用	160,497			68,673		
(うち貸倒引当金繰入額)	(58,318)			(▲38,393)		
(うち貸出金償却)	(—)			(—)		
信用事業総利益			825,768			990,865
(3) 共済事業収益		681,584		679,833		
共済付加収入	622,779			612,548		
その他共済事業収益	58,805			67,285		
(4) 共済事業費用		39,685		39,837		
共済推進費	17,148			16,282		
共済保全費	7,010			7,773		
その他共済事業費用	15,526			15,781		
共済事業総利益			641,899			639,996
(5) 購買事業収益		3,880,700		4,168,655		
購買品供給高	3,731,110			4,020,761		
購買手数料	35,603			23,356		
その他購買事業収益	113,985			124,537		
(6) 購買事業費用		3,187,983		3,388,029		
購買品供給原価	3,108,195			3,321,309		
購買品供給費	37,041			37,298		
その他購買事業費用	42,746			29,421		
購買事業総利益			692,716			780,625
(7) 販売事業収益		684,798		762,270		
販売品販売高	413,938			494,877		
販売手数料	244,467			231,435		
その他販売事業収益	26,392			35,957		
(8) 販売事業費用		482,207		621,447		
販売品販売原価	301,433			415,822		
販売費	145,503			157,870		
その他販売事業費用	35,270			47,754		
販売事業総利益			202,590			140,823
(9) その他事業収益		670,676		672,081		
(10) その他事業費用		464,656		469,579		
その他事業総利益			206,019			202,501
2. 事業管理費			2,389,016			2,436,926
(1) 人件費		1,722,427		1,787,119		
(2) その他事業管理費		666,588		649,807		
事業利益			179,977			317,886

(単位：千円)

科 目	令和6年度 (令和6年2月1日から令和7年1月31日)			令和7年度 (令和7年2月1日から令和8年1月31日)		
3. 事業外収益			162,526			159,137
(1) 受取雑利息		2,804			2,914	
(2) 受取出資配当金		66,108			66,106	
(3) その他の事業外収益		93,613			90,116	
4. 事業外費用			72,258			63,393
(1) その他の事業外費用		72,258			63,393	
経常利益			270,246			413,630
5. 特別利益			2,818			—
(1) 固定資産処分益		4			—	
(2) その他の特別利益		2,814			—	
6. 特別損失			33,675			2,402
(1) 固定資産処分損		1,308			875	
(2) 減損損失		29,553			1,527	
(3) その他の特別損失		2,814			—	
税金等調整前当期利益			239,388			411,227
法人税住民税及び事業税		91,099			103,852	
法人税等調整額		▲19,848			32,977	
法人税等合計			71,250			136,829
当期利益			168,138			274,397
非支配株主に帰属する当期利益			78			150
当期剰余金			168,060			274,247

7. 連結注記表

令和6年度

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

- (1) 連結の範囲に関する事項
連結子会社の数 : 2社
連結子会社の名称: 有限会社ジェイエイ水戸グループサービス
J A水戸アグリサポート株式会社
- (2) 連結される子会社及び子会社等の事業年度に関する事項
連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しています。
- (3) のれんの償却方法及び償却期間
のれんの残高はありませんので、適用していません。
- (4) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項
連結剰余金計算書は、連結会社の利益処分について連結会計年度中に確定した利益処分に基ついて作成しています。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券 : 償却原価法（定額法）
子会社株式 : 移動平均法による原価法
その他有価証券
① 時価のあるもの : 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
② 市場価格のない株式等 : 移動平均法による原価法
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
購買品（一品管理） : 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
購買品（グループ管理） : 売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
販売品（米） : 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
宅地等 : 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- (3) 固定資産の減価償却の方法
① 有形固定資産
定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。
② 無形固定資産
定額法を採用しています。
- (4) 引当金の計上基準
① 貸倒引当金
貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産自己査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。
上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しております。
すべての債権は、資産自己査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
② 賞与引当金
職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

- ③ 退職給付に係る会計処理の方法
職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。
なお、退職給付に係る負債及び資産並びに退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。
- ④ 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。
- ⑤ 特例業務負担金引当金
「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律」附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に備えるため、同組合より通知される当期末における特例業務負担金の将来負担見込額に基づき計上しています。
- (5) 収益の計上基準
当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。
- ① 購買事業
農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
- ② 販売事業
組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
- ③ 保管事業
組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。
- ④ 加工事業
組合員が生産した農畜産物を原料に飲料・加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
- ⑤ 利用事業
ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫・葬祭施設等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
- ⑥ 宅地等供給事業
組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスを行う事業であり、利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しております。
- ⑦ 直売所（販売事業・その他事業）
当組合の直売所において、組合員が生産・加工した農産物等を販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物等の販売時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
- ⑧ 指導事業
組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
- (6) 消費税及び地方消費税の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。
- (7) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法
記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「〇」で表示しています。
- (8) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項
① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法
当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及

び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しています。

② 米共同計算

当組合は生産者が生産した農産物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っております。

そのうち、米については販売を当組合が再委託した全国農業協同組合連合会茨城県本部（以下、「全農」という）が行い、県域でプール計算を行う「県域共同計算」を行っております。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に受託販売について生じた販売品の販売委託者に支払った概算金を計上しております。

また、経済受託債務に受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しております。

県域共同計算では収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、運搬費等）の計算を行い、全農より販売代金を受け取った時点において、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額をもとに経済受託債権及び経済受託債務を減少させる会計処理を行っております。

③ 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。

販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

利用事業収益のうち、当組合が代理人として関与している場合には、純額で収益を認識しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

I 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 185,317千円（繰延税金負債との相殺前）

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っております。

課税所得の見積額については、令和7年1月に作成した事業計画書を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

II 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 29,553千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判断を実施しております。

減損の要否にかかる判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和7年1月に作成した事業計画書を基礎として算出しており、事業計画書以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

III 貸倒引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 137,517千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

算定方法は「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 引当金の計上基準」の「① 貸倒引当金」に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は846,750千円であり、その内訳は、次のとおりです。

建 物	433,958千円	構築物	20,031千円
機械装置	387,679千円	車両運搬具	1,861千円
工具器具備品	3,219千円		

(2) 担保に供している資産

定期預金5,400,000千円を為替決済の担保に、定期預金3,900千円を指定金融機関等の事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。

(3) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権

理事に対する金銭債権の総額 32,657千円

(4) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2) (i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は52,490千円、危険債権額は280,082千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額は332,573千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(5) 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

○再評価を行った年月日 …… 平成13年1月31日

○再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額
…… 1,670,594千円

○同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。

6. 損益計算書に関する注記

(1) 減損損失に関する注記

① 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については、支店及び事業所を基本的にグルーピングし、業務外固定資産（遊休資産及び賃貸資産）については各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

また、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、本店は組合全体の共用資産としております。さらに、水戸農機センター、常澄農機センター、茨城町農機センター、常北農機センター、西部予冷センター、西部上中妻センター、西部那珂川購買センター、東部営農資材センター、南部営農資材センター、北部営農資材センターは各地区の共用資産としております。

当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類	その他
旧西郷支店跡地	太陽光売電用資産	土地	業務外固定資産
旧上中妻支店	遊休資産	建物等	業務外固定資産
旧渡里支店	遊休資産	土地、建物等	業務外固定資産
旧常澄SS跡地	遊休資産	土地	業務外固定資産

② 減損損失の認識に至った経緯

業務外固定資産については土地の時価の著しい下落等により減損の兆候に該当し、旧西郷支店跡地については太陽光売電用資産として使用されておりますが、使用価値が帳簿価額まで達しないため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

また、旧上中妻支店、旧渡里支店、旧常澄SS跡地については将来使用見込みのない遊休資産であることから、処分可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

③ 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

場 所	減損損失計上額	うち土地	うち建物等
旧西郷支店跡地	5,599千円	5,599千円	—
旧上中妻支店	555千円	—	555千円
旧渡里支店	23,353千円	8,500千円	14,852千円
旧常澄SS跡地	46千円	46千円	—
合 計	29,553千円	14,145千円	15,407千円

④ 回収可能価額の算定方法

- 旧西郷支店跡地の固定資産の回収可能価額については使用価値を採用しており、適用した割引率は6.96%です。
- 旧上中妻支店、旧渡里支店、旧常澄SS跡地の固定資産の回収可能価額については正味売却価額を採用しており、その時価は不動産鑑定評価額及び固定資産税評価額に基づき算定しています。

7. 金融商品に関する注記

I 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を茨城県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、有価証券（国債）による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポート

フォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.26%上昇したものと想定した場合には、経済価値が2,163千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

II 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	99,176,561	98,979,466	▲197,094
有価証券			
満期保有目的の債券	1,931,700	1,829,080	▲102,620
その他有価証券	674,050	674,050	—
貸出金	38,297,324		
貸倒引当金（*1）	▲102,394		
貸倒引当金控除後	38,194,930	37,918,205	▲276,724
資産計	139,977,242	139,400,802	▲576,440
貯 金	140,081,286	139,702,934	▲378,351
負債計	140,081,286	139,702,934	▲378,351

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレート

であるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

貸借対照表計上額	
外部出資	3,515,600
合 計	3,515,600

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	99,176,561	-	-	-	-	-
有価証券						
満期保有目的の債券	-	-	-	-	-	2,000,000
その他の証券のうち 満期があるもの	-	-	-	-	-	800,000
貸出金（*1、*2）	2,392,635	2,037,854	1,923,304	1,814,559	1,749,214	28,232,104
合 計	101,569,197	2,037,854	1,923,304	1,814,559	1,749,214	31,032,104

(*1) 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く）224,572千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等147,651千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯 金（*1）	122,867,643	5,348,975	6,407,611	2,721,993	2,735,061	-
合 計	122,867,643	5,348,975	6,407,611	2,721,993	2,735,061	-

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

8. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債 1,931,700	1,829,080	▲102,620
合 計	1,931,700	1,829,080	▲102,620

② その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国 債 674,050	789,980	▲115,930
合 計	674,050	789,980	▲115,930

- (2) 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。
- (3) 当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。
- (4) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

9. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に係る注記

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度並びに（一財）全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

② 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	135,510千円
退職給付費用	75,079千円
退職給付の支払額	▲11,138千円
特定退職金共済制度への拠出金	▲54,991千円
確定給付型年金制度への拠出金	▲15,624千円
期末における退職給付引当金	128,835千円

③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,308,793千円
特定退職金共済制度	▲782,523千円
確定給付型年金制度	▲397,434千円
未積立退職給付債務	128,835千円
退職給付引当金	128,851千円

④ 退職給付に関連する損益

勤務費用	75,079千円
退職給付費用	75,079千円

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金22,760千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和6年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、178,380千円となっています。

10. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	5,887千円
未収利息	4,839千円
生産部会助成金	44,182千円
年度末賞与	13,000千円
年度末賞与対応未払社会保険料	2,039千円
賞与引当金	9,149千円
賞与対応未払社会保険料	1,498千円
役員退職慰労引当金	4,793千円
特例業務負担金引当金	45,728千円
減価償却（減損損失分）	21,530千円
資産除去債務	6,536千円
未払事業税	5,388千円
退職給付引当金	35,435千円
土地（減損損失分）	14,772千円
繰越宅地	8,240千円
その他有価証券評価差損	31,880千円

その他	1,486千円
繰延税金資産小計	256,391千円
評価性引当額	<u>▲71,073千円</u>
繰延税金資産合計 (A)	185,318千円
繰延税金負債	
全農適格合併みなし配当	▲216千円
固定資産過大計上額	<u>▲3,896千円</u>
繰延税金負債合計 (B)	<u>▲4,112千円</u>
繰延税金資産の純額 (A) + (B)	181,205千円
(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因	
法定実効税率	27.5%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.6
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲3.8
住民税均等割額	2.2
機械等の特別控除	▲0.9
中小法人等に対する軽減税率	▲0.1
評価性引当額の増減	▲0.9
その他	▲0.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.0%

11. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (5) 収益の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

12. その他の注記

(1) 「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記

① 当該資産除去債務の概要

当組合の酒門地区農産物直売所土地は、土地所有者との土地賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。

また、本店事務所の一部に使用されている有害物質を除去する義務に関し資産除去債務を計上しています。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は9年～22年、割引率は0%～2.0%を採用しています。

③ 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	23,770千円
期末残高	23,770千円

④ 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合は、しろさと支店及び南部営農資材センターなどに関して、不動産賃貸契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該施設は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

(2) 当座貸越契約

当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は599,158千円です。

令和7年度

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

- (1) 連結の範囲に関する事項
連結子会社の数 : 2社
連結子会社の名称: 有限会社ジェイエイ水戸グループサービス
J A水戸アグリサポート株式会社
- (2) 連結される子会社及び子会社等の事業年度に関する事項
連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しています。
- (3) のれんの償却方法及び償却期間
のれんの残高はありませんので、適用していません。
- (4) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項
連結剰余金計算書は、連結会社の利益処分について連結会計年度中に確定した利益処分に基づいて作成しています。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券 : 償却原価法（定額法）
子会社株式 : 移動平均法による原価法
その他有価証券
① 時価のあるもの : 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
② 市場価格のない株式等 : 移動平均法による原価法
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
購買品（一品管理） : 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
購買品（グループ管理） : 売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
販売品（米） : 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
宅地等 : 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- (3) 固定資産の減価償却の方法
① 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。
② 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しています。
③ リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (4) 引当金の計上基準
① 貸倒引当金
貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産自己査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。
上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しております。
すべての債権は、資産自己査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
② 賞与引当金
職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

- ③ 退職給付引当金
職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。
- ④ 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。
- ⑤ 特例業務負担金引当金
「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律」附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に備えるため、同組合より通知される当期末における特例業務負担金の将来負担見込額に基づき計上しています。
- (5) 収益の計上基準
当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。
- ① 購買事業
農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
- ② 販売事業
組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
- ③ 保管事業
組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。
- ④ 加工事業
組合員が生産した農畜産物を原料に飲料・加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
- ⑤ 利用事業
ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫・葬祭施設等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
- ⑥ 宅地等供給事業
組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスを行う事業であり、利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡し完了した時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しております。
- ⑦ 直売所（販売事業・その他事業）
当組合の直売所において、組合員が生産・加工した農産物等を販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物等の販売時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
- ⑧ 指導事業
組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。
- (6) 消費税及び地方消費税の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。
- (7) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法
記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。
- (8) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項
- ① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法
当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及

び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しています。

② 米共同計算

当組合は生産者が生産した農産物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っております。

そのうち、米については販売を当組合が再委託した全国農業協同組合連合会茨城県本部（以下、「全農」という）が行い、県域でプール計算を行う「県域共同計算」を行っております。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に受託販売について生じた販売品の販売委託者に支払った概算金を計上しております。

また、経済受託債務に受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しております。

県域共同計算では収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、運搬費等）の計算を行い、全農より販売代金を受け取った時点において、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額をもとに経済受託債権及び経済受託債務を減少させる会計処理を行っております。

③ 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。

販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

利用事業収益のうち、当組合が代理人として関与している場合には、純額で収益を認識しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

I 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 181,524千円（繰延税金負債との相殺前）

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っております。

課税所得の見積額については、令和8年1月に作成した事業計画書を基礎として、連結グループが将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

II 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 1,527千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判断を実施しております。

減損の要否にかかる判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和8年1月に作成した事業計画書を基礎として算出しており、事業計画書以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

III 貸倒引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 80,970千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

算定方法は「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 引当金の計上基準」の「① 貸倒引当金」に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

- (1) 資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は837,268千円であり、その内訳は、次のとおりです。

建物	433,958千円	構築物	20,031千円
機械装置	378,197千円	車両運搬具	1,861千円
工具器具備品	3,219千円		

- (2) 担保に供している資産

定期預金5,400,000千円を為替決済の担保に、定期預金3,900千円を指定金融機関等の事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。

- (3) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権

理事に対する金銭債権の総額 26,372千円

- (4) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2) (i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は119,092千円、危険債権額は367,620千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額は486,712千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

- (5) 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

○再評価を行った年月日・・・平成13年1月31日

○再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額

・・・2,046,453千円

○同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。

5. 損益計算書に関する注記

- (1) 減損損失に関する注記

- ① 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については、支店及び事業所を基本的にグルーピングし、業務外固定資産（遊休資産及び賃貸資産）については各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

また、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、本店は組合全体の共用資産としております。さらに、水戸農機センター、常澄農機センター、茨城町農機センター、常北農機センター、西部予冷センター、西部上中妻センター、西部那珂川購買センター、東部営農資材センター、南部営農資材センター、北部営農資材センターは各地区の共用資産としております。

当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類	その他
旧常澄ライスセンター	賃貸資産	土地	業務外固定資産
旧常澄SS跡地	遊休資産	土地	業務外固定資産
旧食材センター	遊休資産	土地、建物等	業務外固定資産

② 減損損失の認識に至った経緯

業務外固定資産については土地の時価の著しい下落等により減損の兆候に該当し、旧常澄ライスセンターについては賃貸資産として使用されておりますが、使用価値が帳簿価額まで達しないため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

また、旧常澄SS跡地、旧食材センターについては将来使用見込みのない遊休資産であることから、処分可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

③ 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

場 所	減損損失計上額	うち土地	うち建物等
旧常澄ライスセンター	325千円	325千円	—
旧常澄SS跡地	16千円	16千円	—
旧食材センター	1,186千円	1,143千円	42千円
合 計	1,527千円	1,484千円	42千円

④ 回収可能価額の算定方法

○上記の固定資産の回収可能価額については正味売却価額を採用しており、その時価は不動産鑑定評価額及び固定資産税評価額に基づき算定しています。

6. 金融商品に関する注記

I 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組員や地域から預かった貯金を原資に、農家組員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を茨城県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、有価証券（国債）による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券及び満期保有目的に分類している債権、貸出金及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.36%上昇したものと想定した場合には、経済価値が5,003千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

II 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	96,559,078	96,327,126	▲231,951
有価証券			
満期保有目的の債券	2,322,158	2,004,480	▲317,678
その他有価証券	573,030	573,030	—
貸出金	38,074,286		
貸倒引当金（*1）	▲64,000		
貸倒引当金控除後	38,010,286	38,194,583	▲184,296
資産計	137,464,553	137,099,220	▲365,332
貯 金	137,662,743	137,168,258	▲494,485
負債計	137,662,743	137,168,258	▲494,485

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

- (3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

貸借対照表計上額	
外部出資	3,515,600
合 計	3,515,600

- (4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	96,559,078	-	-	-	-	-
有価証券						
満期保有目的の債券	-	-	-	-	-	2,400,000
その他の証券のうち 満期があるもの	-	-	-	-	-	800,000
貸出金（*1、2）	2,344,028	2,017,126	1,902,291	1,834,562	1,789,182	28,054,817
合 計	98,903,106	2,017,126	1,902,291	1,834,562	1,789,182	31,254,817

(*1) 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く）208,644千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等132,277千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

- (5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯 金（*1）	123,091,570	5,958,191	5,143,571	2,295,466	1,173,943	-
合 計	123,091,570	5,958,191	5,143,571	2,295,466	1,173,943	-

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

7. 有価証券に関する注記

- (1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額	
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	2,322,158	2,004,480	▲317,678
合 計		2,322,158	2,004,480	▲317,678

② その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差 額	
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国 債	573,030	790,567	▲217,537
合 計		573,030	790,567	▲217,537

- (2) 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

- (3) 当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。

(4) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

8. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に係る注記

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度並びに（一財）全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び資産並びに退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

② 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	128,835千円
退職給付費用	78,032千円
退職給付の支払額	▲12,953千円
特定退職金共済制度への拠出金	▲53,139千円
確定給付型年金制度への拠出金	▲15,944千円
期末における退職給付引当金	124,830千円

③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,268,775千円
特定退職金共済制度	▲762,518千円
確定給付型年金制度	▲381,425千円
未積立退職給付債務	124,830千円
退職給付引当金	124,830千円

④ 退職給付に関連する損益

勤務費用	78,032千円
退職給付費用	78,032千円

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金22,921千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、162,702千円となっています。

9. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産

未収利息	5,403千円
生産部会助成金	47,128千円
年度末賞与	22,435千円
年度末賞与対応未払社会保険料	3,550千円
賞与引当金	8,961千円
賞与対応未払社会保険料	1,463千円
役員退職慰労引当金	6,189千円
特例業務負担金引当	39,994千円
減価償却（減損損失分）	20,791千円
資産除去債務	6,727千円
未払事業税	7,058千円
退職給付引当金	35,271千円
土地（減損損失分）	15,202千円
繰越宅地	8,480千円
その他有価証券評価差損	61,563千円
その他	823千円
繰延税金資産小計	291,044千円

評価性引当額	▲109,782千円
繰延税金資産合計 (A)	181,261千円
繰延税金負債	
全農適格合併みなし配当	▲222千円
固定資産過大計上額	▲3,800千円
繰延税金負債合計 (B)	▲4,023千円
繰延税金資産の純額 (A) + (B)	177,237千円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.5%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.3
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲2.2
住民税均等割額	1.3
機械等の特別控除	▲0.3
税率変更による期末繰延税金資産の増額修正	▲0.4
給与等の特別控除	▲3.6
評価性引当額の増減	8.7
その他	▲0.8
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.5%

(3) 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和9年2月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.5%から28.3%に変更されました。

この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）は3,517千円増加し、その他有価証券評価差額金は1,740千円増加し、法人税等調整額は1,777千円減少しております。また、再評価に係る繰延税金負債は21,027千円増加し、土地再評価差額金は同額減少しております。

10. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (5) 収益の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

11. その他の注記

(1) 「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記

① 当該資産除去債務の概要

当組合の酒門地区農産物直売所土地は、土地所有者との土地賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。

また、本店事務所の一部に使用されている有害物質を除去する義務に関し資産除去債務を計上しています。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は9年～22年、割引率は0%～2.0%を採用しています。

③ 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	23,770千円
期末残高	23,770千円

④ 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合は、しるさと支店及び南部営農資材センターなどに関して、不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該施設は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

(2) 当座貸越契約

当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は621,505千円です。

8. 連結剰余金計算書

(単位：千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
(資本剰余金の部)		
1. 資本剰余金期首残高	—	—
2. 資本剰余金増加高	—	—
資本準備金の積立による増加	—	—
3. 資本剰余金減少高	—	—
資本準備金の取崩による減少	—	—
4. 資本剰余金期末残高	—	—
(利益剰余金の部)		
1. 利益剰余金期首残高	3,385,741	3,532,160
2. 利益剰余金増加高	178,315	275,323
当期剰余金	(168,060)	(274,247)
土地再評価差額金の取崩による増加	(10,255)	(1,076)
持分比率変更による増加	(—)	(—)
3. 連結剰余金減少額	31,895	31,363
当期損失金	(—)	(—)
支払配当金	(31,895)	(31,363)
役員賞与金	(—)	(—)
土地再評価差額金の取崩による減少	(—)	(—)
持分比率変更による減少	(—)	(—)
4. 連結剰余金期末残高	3,532,160	3,776,120

9. 農協法に基づく開示債権

農協法に基づく開示債権は、子会社において農協法に基づく開示債権がないため、当組合単体の農協法に基づく開示債権と同額です。

10. 連結事業年度の事業別経常収益等

(単位：千円)

区 分	項 目	令和6年度	令和7年度
信用事業	事業収益	1,060,690	1,283,294
	経常利益	825,768	990,865
	資産の額	141,117,211	138,779,903
共済事業	事業収益	681,584	679,833
	経常利益	641,899	639,996
	資産の額	930	1,452
農業関連事業	事業収益	4,484,545	4,843,483
	経常利益	816,462	833,311
	資産の額	1,231,173	2,017,719
その他事業	事業収益	751,629	759,523
	経常利益	284,863	290,638
	資産の額	108,035	104,108
計	事業収益	6,978,448	7,566,133
	経常利益	2,568,994	2,754,810
	資産の額	142,457,349	140,903,182

連結自己資本の充実の状況

◇連結自己資本比率の状況

令和8年1月末における連結自己資本比率は、17.55%となりました。

連結自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	水戸農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	3,085百万円（前年度3,196百万円）

当連結グループでは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を正確に算出し、JAを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

確認書

1. 私は、当ＪＡの令和７年２月１日から令和８年１月３１日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
2. この確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和８年５月１日
水戸農業協同組合
代表理事組合長 園部 優

自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	令和6年度	令和7年度
コア資本にかかる基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	6,639	6,718
うち、出資金及び資本剰余金の額	3,196	3,085
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	3,532	3,778
うち、外部流出予定額 (▲)	31	36
うち、上記以外に該当するものの額	▲58	▲109
コア資本に算入される評価・換算差額等	—	—
うち、退職給付に係るものの額	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	2	2
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	38	11
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	38	11
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	6,680	6,732
コア資本にかかる調整項目		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	4	5
うち、のれんに係るもの (のれん相当差額を含む) の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	4	5
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。) の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。) の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額	—	—

特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	4	5
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	6,680	6,727
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	37,708	37,345
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額（▲）		—
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	—	
うち、上記以外に該当するものの額	—	
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額		—
勘定間の振替分		—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	5,124	978
信用リスク・アセット調整額	—	
フロア調整額		—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	
リスク・アセット等の額の合計額（二）	42,832	38,323
連結自己資本比率		
連結自己資本比率（（ハ）／（二））	15.59	17.55

① 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。

② 当連結グループは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあつては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、令和7年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。

③ 当連結グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット		令和6年度		
		エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
現金	573	-	-	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	2,727	-	-	
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	
国際決済銀行等向け	-	-	-	
我が国の地方公共団体向け	6,345	-	-	
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	
国際開発銀行向け	-	-	-	
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	
地方三公社向け	-	-	-	
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	99,681	19,936	797	
法人等向け	181	175	7	
中小企業等向け及び個人向け	608	189	7	
抵当権付住宅ローン	7,353	1,494	59	
不動産取得等事業向け	-	-	-	
三月以上延滞等	198	110	4	
取立未済手形	24	4	0	
信用保証協会等保証付	19,323	1,921	76	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	
共済約款貸付	-	-	-	
出資等	666	666	26	
(うち出資等のエクスポージャー)	666	666	26	
(うち重要な出資のエクスポージャー)	-	-	-	
上記以外	11,324	13,209	528	
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	-	-	-	
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	2,849	7,123	284	
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	-	-	-	
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	-	-	-	
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	-	-	-	
(うち上記以外のエクスポージャー)	8,441	6,051	242	
証券化	-	-	-	
(うちSTC要件適用分)	-	-	-	

(うち非STC適用分)	-	-	-
再証券化	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-
(うちルックスルー方式)	-	-	-
(うちマンドート方式)	-	-	-
(うち蓋然性方式250%)	-	-	-
(うち蓋然性方式400%)	-	-	-
(うちフォールバック方式)	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (▲)	-	-	-
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	149,010	37,708	1,508
CVAリスク相当額÷8%	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-
合計 (信用リスク・アセットの額)	149,010	37,708	1,508
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 (基礎的手法)	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b = a × 4%	
		5,124	204
所要自己資本額計	リスク・アセット等 (分母) 計 a	所要自己資本額 b = a × 4%	
		42,832	1,713

(注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。

2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。

5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。

7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。

8. 当連結グループでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

〈オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）〉

$$\frac{\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\% \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	令和7年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
現金	618	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	3,119	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	6,729	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	97,175	19,435	777
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	—	—	—
（うち特定貸付債権向け）	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	4,456	1,620	64
（うちトランザクター向け）	2	1	0
不動産関連向け	7,491	1,658	66
（うち自己居住用不動産等向け）	7,148	1,452	58
（うち賃貸用不動産向け）	343	206	8
（うち事業用不動産関連向け）	—	—	—
（うちその他不動産関連向け）	—	—	—
（うちADC向け）	—	—	—
劣後債券及びその他資本性証券等	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	322	230	9
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	50	10	0
取立未済手形	37	7	0
信用保証協会等による保証付	19,168	1,905	76
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—
株式等	—	—	—
共済約款貸付	684	684	27
上記以外	7,502	11,776	471
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	—	—	—
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	2,849	7,123	284
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—

	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	—	—	—
	(うち上記以外のエクスポージャー)	4,653	4,653	186
証券化				
	(うちSTC要件適用分)	—	—	—
	(短期STC要件適用分)	—	—	—
	(うち不良債権証券化適用分)	—	—	—
	(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	—	—	—
再証券化				
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—
	(うちルックスルー方式)	—	—	—
	(うちマンドート方式)	—	—	—
	(うち蓋然性方式250%)	—	—	—
	(うち蓋然性方式400%)	—	—	—
	(うちフォールバック方式)	—	—	—
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (▲)	—	—	—
	標準的手法を適用するエクスポージャー計	147,359	37,329	1,493
	CVAリスク相当額÷8% (簡便法)	—	—	—
	中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—
合計 (信用リスク・アセットの額)		147,359	37,329	1,493
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 (標準的計測手法)		オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b = a × 4%
		972		38
所要自己資本額計		リスク・アセット等 (分母) 計 a		所要自己資本額 b = a × 4%
		38,302		1,532

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位: 百万円)

	令和7年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	972
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	38
B I	648
B IC	77

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産 (オフ・バランスを含む) のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産 (固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

信用リスクに関する事項

リスク管理の方法及び手続の概要

当連結グループでは、J A以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。J Aの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p.15）をご参照下さい。

標準的手法に関する事項

連結自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

- (ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター（R&I）
株式会社日本格付研究所（JCR）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
S&P グローバル・レーティング（S&P）
フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

- (イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

		令和6年度					令和7年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高				三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高				三月以上延滞エクスポージャー
		うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ			うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ		
国	内	149,010	38,392	2,727	—	198	147,359	38,169	3,119	—	373
国	外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別残高計		149,010	38,392	2,727	—	198	147,359	38,169	3,119	—	373
法人	農業	117	99	—	—	8	135	121	—	—	4
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	7	2	—	—	—	6	1	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	37	37	—	—	—	26	26	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	9	—	—	—	—	9	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	102,555	—	—	—	—	100,062	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	712	52	—	—	—	705	45	—	—	—
	日本国政府・地方公共団体	9,144	6,416	2,727	—	—	9,893	6,773	3,119	—	—
	上記以外	39	39	—	—	—	53	53	—	—	—
個	人	31,781	31,745	—	—	189	31,171	31,146	—	—	368
	その他	4,604	—	—	—	—	5,293	—	—	—	—
業種別残高計		149,010	38,392	2,727	—	198	147,359	38,169	3,119	—	372
1年以下		99,388	193	—	—	—	96,952	252	—	—	—
1年超3年以下		906	906	—	—	—	589	589	—	—	—
3年超5年以下		794	794	—	—	—	957	957	—	—	—
5年超7年以下		802	802	—	—	—	988	988	—	—	—
7年超10年以下		2,891	2,693	198	—	—	3,039	2,154	885	—	—
10年超		34,973	32,444	2,529	—	—	34,946	32,712	2,234	—	—
期限の定めのないもの		9,251	557	—	—	—	9,885	516	—	—	—
残存期間別残高計		149,010	38,392	2,727	—	—	147,359	38,169	3,119	—	—

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
5. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和6年度					令和7年度				
	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	12	38	—	12	38	38	11	—	38	11
個別貸倒引当金	70	98	—	70	98	98	68	—	98	68

業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分	令和6年度						令和7年度						
	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高	貸出金 償 却	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高	貸出金 償 却	
			目的使用	その他					目的使用	その他			
国 内	70	98	—	70	98	/	98	68	—	98	68	/	
国 外	—	—	—	—	—	/	—	—	—	—	—	/	
地域別計	70	98	—	70	98	/	98	68	—	98	68	/	
法 人	農 業	6	8	—	6	8	—	8	1	—	8	1	—
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱 供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲 食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	日本国政府・ 地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
上記以外	1	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	
個 人	62	89	—	62	89	—	89	67	—	89	67	—	
業種別計	70	98	—	70	98	—	98	68	—	98	68	—	

(注)貸出金償却額は個別貸倒引当金の目的使用による取崩額との相殺前の金額を記載しております。

信用リスク・アセット残高内訳表

[令和7年度]

(単位：百万円)

項 目	リスク・ ウェイト (%)	CCF・信用リスク 削減効果適用前		CCF・信用リスク 削減効果適用後			リスク・ ウェイトの 加重平均値 F (=E/(C+D))
		オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
		A	B	C	D	E	
現金	0	618	—	618	—	0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	3,119	—	3,119	—	0	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	0~150	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	0	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	0	6,729	—	6,729	—	0	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~150	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	0~150	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	10~20	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	10~20	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	20	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び 保険会社向け	20~150	97,175	—	97,175	—	19,435	20
（うち第一種金融商品取引業者及び 保険会社向け）	20~150	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	10~100	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20~150	—	—	—	—	—	—
（うち特定貸付債権向け）	20~150	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	45~100	4,450	67	4,345	6	1,620	37
（うちトランザクター向け）	45	—	22	—	2	1	45
不動産関連向け	20~150	7,491	—	7,490	—	1,658	22
（うち自己居住用不動産等向け）	20~75	7,148	—	7,146	—	1,452	20
（うち賃貸用不動産向け）	30~150	343	—	343	—	206	60
（うち事業用不動産関連向け）	70~150	—	—	—	—	—	—
（うちその他不動産関連向け）	60	—	—	—	—	—	—
（うちADC向け）	100~150	—	—	—	—	—	—
劣後債券及びその他資本性証券等	150	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産関連向 けを除く。）	50~150	253	0	153	0	230	150
自己居住用不動産等向けエクスポー ジャーに係る延滞	100	50	—	50	—	10	20
取立未済手形	20	37	—	37	—	7	20
信用保証協会等による保証付	0~10	19,168	1	19,055	0	1,905	10
株式会社地域経済活性化支援機構等 による保証付	10	—	—	—	—	—	—
株式等	250~400	684	—	684	—	684	100
共済約款貸付	0	—	—	—	—	—	—
上記以外	100~1250	7,502	0	7,502	0	11,776	157
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	—	—	—	—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等 調達手段のうち対象普通出資等及び その他外部TLAC関連調達手段に該 当するもの以外のものに係るエク スポージャー）	250~400	—	—	—	—	—	—
（うち農林中央金庫の対象資本調達 手段に係るエクスポージャー）	250	2,849	—	2,849	—	7,123	250

(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	250	0	-	0	-	0	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	250	-	-	-	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	150	-	-	-	-	-	-
(うち右記以外のエクスポージャー)	100	4,653	0	4,653	0	4,653	100
証券化	-	-	-	-	-	-	-
(うちSTC要件適用分)	-	-	-	-	-	-	-
(短期STC要件適用分)	-	-	-	-	-	-	-
(うち不良債権証券化適用分)	-	-	-	-	-	-	-
(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	-	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-	-	-	-	-
未決済取引	-	-	-	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (▲)	-	-	-	-	-	-	-
合計 (信用リスク・アセットの額)	-	-	-	-	-	37,329	-

(注)最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和6年度については、記載していません。

ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後の
エクスポージャーの額

[令和7年度]

(単位：百万円)

	信用リスク・エクスポージャーの額 (CCF・信用リスク削減手法適用後)												
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計						
我が国の中央政府及び中央銀行向け	3	-	-	-	-	-	3						
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-						
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-						
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計					
我が国の地方公共団体向け	6	-	-	-	-	-	-	6					
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-					
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-					
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-					
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-					
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計					
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-					
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計				
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	97	-	-	-	-	-	-	-	97				
(うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計				
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計			
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
(うち特定貸付債権向け)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	100%	150%	250%	400%	その他	合計							
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-							
株式等	-	-	-	-	-	-							
	45%	75%	100%	その他	合計								
中堅中小企業等向け及び個人向け	0	0	0	3	4								
(うちトランザクター向け)	0	-	-	-	0								
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向け うち自己居住用不動産等向け	0	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	6	7

	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計
不動産関連向け うち賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	0
	70%		90%		110%		112.50%		150%		その他	合計
不動産関連向け うち事業用不動産関連向け	-		-		-		-		-		-	-
	60%				その他				合計			
不動産関連向け うちその他不動産関連向け	-				-				-			
	100%			150%			その他			合計		
不動産関連向け うちADC向け	-			-			-			-		
	50%		100%		150%		その他		合計			
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-		-		0		0		0			
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-		-		-		0		0			
	0%		10%		20%		100%		その他		合計	
現金	0		-		-		-		-		0	
取立未済手形	-		-		0		-		-		0	
信用保証協会等による保証付	-		19		-		-		0		19	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-		-		-		-		-		-	
共済約款貸付	-		-		-		-		0		0	

(注)最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和6年度については、記載していません。

信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令和6年度		
		格付あり	格付なし	計
信用 リスク 削減 効果 勘 案 後 残 高	リスク・ウェイト0%	—	9,938	9,938
	リスク・ウェイト2%	—	—	—
	リスク・ウェイト4%	—	—	—
	リスク・ウェイト10%	—	19,211	19,211
	リスク・ウェイト20%	—	110,117	110,117
	リスク・ウェイト35%	—	162	162
	リスク・ウェイト50%	—	65	65
	リスク・ウェイト75%	—	157	157
	リスク・ウェイト100%	—	6,479	6,479
	リスク・ウェイト150%	—	9	9
	リスク・ウェイト250%	—	2,849	2,849
	その他	—	—	—
リスク・ウェイト1250%		—	—	—
計		—	148,992	148,992

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

（単位：百万円）

リスク・ウェイト区分	令和7年度			
	CCF・信用リスク削減効果 適用前エクスポージャー		CCFの 加重平均値 （%）	資産の額および 与信相当額の合計額 （CCF・信用リスク 削減効果適用後）
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	137,536	1	10%	137,229
40%～70%	356	22	10%	359
75%	159	34	10%	156
80%	—	—	—	—
85%	274	—	—	273
90%～100%	614	0	13%	609
105%～130%	—	—	—	—
150%	153	0	10%	153
250%	684	—	—	684
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	0	11	10%	1
合 計	139,780	69	10%	139,467

（注）最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結自己資本比率の算出にあたって、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、JAのリスク管理の方針及び手続に準じて行っています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p.15）をご参照下さい。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	令和6年度		
	適格金融資産担保	保 証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—
法人等向け	5	0	—
中小企業等向け及び個人向け	14	332	—
抵当権付住宅ローン	—	7,190	—
不動産取得等事業向け	—	—	—
三月以上延滞等	—	0	—
証券化	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—
上記以外	24	2,902	—
合 計	44	10,425	—

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(単位：百万円)

	令和7年度		
	適格金融資産担保	保 証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び	—	—	—
保険会社向け	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	36	3,270	—
自己居住用不動産等向け	—	6,992	—
賃貸用不動産向け	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	0	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	50	—
証券化	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—
上記以外	—	—	—
合 計	36	10,313	—

(注)1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はございません。

証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はございません。

CVAリスクに関する事項

該当する取引はございません。

マーケット・リスクに関する事項

◇当連結グループは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

オペレーショナル・リスクに関する事項

オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはJ Aのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社については、これらに準じたリスク管理態勢を構築しています。J Aのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p.106）をご参照下さい。

出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかる出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社についても、子会社に準じたリスク管理態勢を構築しています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p.107）をご参照下さい。

出資等または株式等エクスポージャーの連結貸借対照表計上額及び時価

（単位：百万円）

	令和6年度		令和7年度	
	連結貸借対照表計上額	時価評価額	連結貸借対照表計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	3,515	3,534	3,534	3,534
合計	3,515	3,534	3,534	3,534

（注）「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

（単位：百万円）

令和6年度			令和7年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

連結貸借対照表で認識され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額 （保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

（単位：百万円）

令和6年度		令和7年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額 （子会社・関連会社株式の評価損益等）

（単位：百万円）

令和6年度		令和7年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はございません。

金利リスクに関する事項

金利リスクの算定手法の概要

連結グループの金利リスクの算定手法は、J Aの金利リスクの算定手法に準じた方法により行っています。J Aの金利リスクの算定手法は、単体の開示内容（p.110）をご参照下さい。

金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	234	234	—	—
2	下方パラレルシフト	—	—	124	88
3	スティープ化	517	559		
4	フラット化	—	—		
5	短期金利上昇	—	—		
6	短期金利低下	240	349		
7	最大値	517	559	124	88
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	6,503		6,454	

法定開示項目掲載ページ一覧

農協法による開示基準対比での掲載ページは以下のとおりです。

【単体情報】

〈法定開示項目（農業協同組合施行規則第204条関係）〉

開 示 基 準 項 目	掲 載 ペ ー ジ
1. 概況及び組織に関する事項	
○業務の運営の組織	33
○理事及び監事の氏名及び役職名	34
○会計監査人の名称	39
○事務所の名称及び所在地	38-39
○特定信用事業代理業者に関する事項	39
2. 主要な業務の内容	21-30
3. 主要な業務に関する事項	
○直近の事業年度における事業の概況	69
○直近の5事業年度における主要な業務の概況	69
・経常収益（事業の区分ごとの事業収益及びその合計）	69
・経常利益又は経常損失	69
・当期剰余金又は当期損失金	69
・出資金及び出資口数	69
・純資産額	69
・総資産額	69
・貯金等残高	69
・貸出金残高	69
・有価証券残高	69
・単体自己資本比率	69
・剰余金の配当の金額	69
・職員数	69
○直近の2事業年度における事業の概況	
〈主要な業務の指標〉	
・事業粗収益及び事業粗利益率	69
・資金運用収支、役務取引等収支及びその他事業収支	69
・資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び総資金利ざや	70
・受取利息及び支払利息の増減	70
・総資産経常利益率及び資本経常利益率	71
・総資産当期純利益率及び資本当期純利益率	71
〈貯金に関する指標〉	
・流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残高	73
・固定金利定期貯金、変動金利定期貯金及びその他の区分ごとの定期貯金の残高	73
〈貸出金等に関する指標〉	
・手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	73
・固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	73
・担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額	74
・用途別の貸出金残高	74
・主要な農業関係の貸出実績	75
・業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合	74
・貯貸率の期末値及び期中平均値	71
〈有価証券に関する指標〉	
・商品有価証券の種類別の平均残高	77
・有価証券の種類別の残存期間別の残高	78
・有価証券の種類別の平均残高	77
・貯証率の期末値及び期中平均値	71

開 示 基 準 項 目	掲 載 ペ ー ジ
4. 業務の運営に関する事項	
○リスク管理の体制	15-16
○法令遵守の体制	17-18
○中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	14
○次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項	
〈指定信用事業等紛争解決機関が存在する場合〉	
・ 手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定信用事業等紛争解決機関の商号又は名称	17-18
〈指定信用事業等紛争解決機関が存在しない場合〉	
・ 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	17-18
5. 組合の直近2事業年度における財産の状況	
○貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失処理計算書	44-47、66
○債権等のうち次に掲げるものの額及びその合計額	76
・ 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
・ 危険債権	
・ 三月以上延滞債権	
・ 貸出条件緩和債権	
・ 正常債権	
○元本補てん契約のある信託に係る貸出金のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額・合計額・正常債権の額	76
○自己資本の充実の状況	
〈自己資本の充実の状況に関する開示項目〉	
●定性的開示事項	
・ 自己資本調達手段の概要	19
・ 組合の自己資本の充実度に関する評価方法の概要	19
・ 信用リスクに関する事項	94-102
・ 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	103
・ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	106
・ 証券化エクスポージャーに関する事項	106
・ CVAリスクに関する事項	106
・ マーケット・リスクに関する事項	106
・ オペレーショナル・リスクに関する事項	106
・ 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	107
・ 金利リスクに関する事項	110-111
●定量的開示事項	
・ 自己資本の構成に関する事項	88-89
・ 自己資本の充実度に関する事項	90-93
・ 信用リスクに関する事項	94-102
・ 信用リスク削減手法に関する事項	103-105
・ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	106
・ 証券化エクスポージャーに関する事項	106
・ 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項	107-108
・ リスク・ウェイトのみなし計算または信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額	109
・ 金利リスクに関する事項	110-111
○次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
・ 有価証券	79-80
・ 金銭の信託	80
・ デリバティブ取引	80
・ 金融等デリバティブ取引	80
・ 有価証券関連店頭デリバティブ取引	80
○貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	72
○貸出金償却の額	72
○会計監査人の監査	68

【連結情報（組合及び子会社等）】

〈法定開示項目（農業協同組合施行規則第205条関係）〉

開 示 基 準 項 目	掲 載 ペ ー ジ
1. 組合及びその子会社等の概況	
○主要な事業の内容及び組織の構成	114
○組合の子会社等に関する事項	114
・ 名称	114
・ 主たる営業所又は事務所の所在地	114
・ 資本金又は出資金	114
・ 事業の内容	114
・ 設立年月日	114
・ 組合が有する子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合	114
・ 組合の1の子会社等以外の子会社等が有する当該1の子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合	114
2. 組合及びその子会社等の主要な業務	
○直近の事業年度における事業の概況	115
○直近の5連結会計年度における主要な業務の概況	115
・ 経常収益（事業の区分ごとの事業収益及びその合計）	115
・ 経常利益又は経常損失	115
・ 当期利益又は当期損失	115
・ 純資産額	115
・ 総資産額	115
・ 連結自己資本比率	115
3. 直近の2連結会計年度における財産の状況	
○貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書	116-119、138
○債権等のうち次に掲げるものの額及びその合計額	76
・ 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
・ 危険債権	
・ 三月以上延滞債権	
・ 貸出条件緩和債権	
・ 正常債権	
〈自己資本の充実の状況に関する開示項目〉	
●定性的開示項目	
・ 連結の範囲に関する事項	114
・ 自己資本調達手段の概要	139
・ 連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要	139
・ 信用リスクに関する事項	147-155
・ 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	156
・ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	159
・ 証券化エクスポージャーに関する事項	159
・ CVAリスクに関する事項	159
・ マーケット・リスクに関する事項	159
・ オペレーショナル・リスクに関する事項	159
・ 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	160
・ 金利リスクに関する事項	161

開 示 基 準 項 目	掲 載 ペ ー ジ
● 定量的開示項目	
・ 自己資本の構成に関する事項	141-142
・ 自己資本の充実度に関する事項	143-146
・ 信用リスクに関する事項	147-155
・ 信用リスク削減手法に関する事項	156-158
・ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	159
・ 証券化エクスポージャーに関する事項	159
・ 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項	160
・ リスク・ウェイトのみなし計算または信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額	161
・ 金利リスクに関する事項	161
○ 事業の種類ごとの経常収益の額、経常利益の額及び資産の額	138

M E M O